

固定資産税の納税通知書・課税明細書を発送

市では、平成25年度固定資産税・都市計画税納税通知書を、4月中旬に発送。同封の「平成25年度固定資産税・都市計画法などの確認を。

土地・家屋価格などの縦覧帳簿を公開

市では、平成25年度の市内の土地や家屋の評価額などを公開。個人情報保護のため、本人確認を実施。

- 期間 4月1日(月)～同30日(火) 午前8時30分～午後5時
- *土・日曜日、祝日を除く
- 場所 市役所本館1階・税務課6番窓口、元気な島づくり課市民サービス係(大島行政

固定資産税の減額措置の種類

【新築住宅の減額措置】

新築した住宅に係る固定資産税は一定の期間、床面積120平方メートル分まで2分の1減額。一般の住宅は新築から3年度分(3階建以上の耐火建築物は5年度分)、長期優良住宅は新築から

平方メートル)～280平方メートル(付属家を含む)
▽居住部分の床面積が延床面積の2分の1以上であること

【その他の減額措置】

●縦覧できる人
▽土地価格等縦覧帳簿
土地で課税されている人
▽家屋価格等縦覧帳簿
家屋で課税されている人
●持参品 運転免許証や納税通知書、課税明細書など納税義務者本人の確認ができるもの
*代理人は委任状が必要

▽家屋の新増築、減失、用途変更

家屋の新増築や家屋の全部か一部を取り壊した場合や、用途を変更した場合は、税務課固定資産税係へ必ず届け出を。
*法務局へ登記をした場合は必要ありません
▽住所や氏名の変更
電話で、納付番号と新しい住所、氏名を知らせてください。次回から、変更後の宛先に納付書を送付します。

●要件
▽平成21年6月4日から同26年3月31日までに新築した住宅(別荘、モデルハウスを除く)
▽居住部分の床面積が1戸当たり50平方メートル(賃貸共同住宅は40

固定資産税Q&A

固定資産税で、問い合わせの多いものを紹介します。

●問 固定資産税とはどんな税金ですか。

●答 毎年、1月1日を基準日(課税要件を確定させる現在日)とし、その年の4月1日から始まる年度分の税として課税される市税のことです。つまり、平成25年度の固定資産税は、平成25年1月1日現在、土地や家屋、償却資産を所有している人に課税されます。

●問 平成25年中に土地や建物を売却しても、平成25年1月1日現在の所有者が25年度の納税者になります。

●問 固定資産の評価額は、毎年3月末までに、固定資産評価基準に基づいて決定します。その評価額

を基に算出された課税標準額に税率をかけた額が、固定資産税の税額になります。

●問 平成21年9月に一戸建て住宅を新築しましたが、なぜ今年から固定資産税が高くなったのですか。

●答 新築の住宅の場合、一定の要件を満たせば、固定資産税が課税される年から3年間(居住部分の120平方メートルまで)、新築住宅の軽減で家屋の税額が2分の1に減額されます。

●問 昨年までは納税通知書が送付されなかったのに、今年送られてきたのはどうしてですか。

●答 市内に同一の人が所有する固定資産で、土地や家屋、償却資産それぞれの課税標準額の合計額が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満の場合は、固定資産税は課税されません。しかし今回、課税標準額がその金額を超えたため課税の対象となり、納税通知書が送付されたと思われます。

●問 平成24年8月に住宅を壊しましたが、なぜ今年から土地や家屋、償却資産の課税対象になりますか。

●答 土地や家屋、償却資産の課税対象は、平成24年4月1日現在、土地や家屋、償却資産を所有している人に課税されます。

●問 平成24年8月に住宅を壊しましたが、なぜ今年から土地や家屋、償却資産の課税対象になりますか。

●答 土地や家屋、償却資産の課税対象は、平成24年4月1日現在、土地や家屋、償却資産を所有している人に課税されます。

●問 平成24年8月に住宅を壊しましたが、なぜ今年から土地や家屋、償却資産の課税対象になりますか。

●答 土地や家屋、償却資産の課税対象は、平成24年4月1日現在、土地や家屋、償却資産を所有している人に課税されます。

●問 平成24年8月に住宅を壊しましたが、なぜ今年から土地や家屋、償却資産の課税対象になりますか。

●答 土地や家屋、償却資産の課税対象は、平成24年4月1日現在、土地や家屋、償却資産を所有している人に課税されます。

●問 平成24年8月に住宅を壊しましたが、なぜ今年から土地や家屋、償却資産の課税対象になりますか。



市から

市営住宅 入居者募集

【公営住宅】

- 内容
▽南郷団地(原町)／中層耐火構造3階建Ⅱ2階1戸
▽谷団地(大島)／中層耐火構造3階建Ⅱ2階2戸
- 収入基準 同居しようにする親族の収入を含め、諸控除後の所得金額が月額15万8000円(年間所得189万6000円)以下

- 家賃 所得に応じて異なる
- 内容 桜町団地(池田)／簡易耐火構造2階建Ⅱ1戸
- 収入基準 同居しようにする親族の収入を含め、諸控除後の所得金額が月額11万4000円(年間所得136万8000円)以下
- 家賃 月額3000円

【改良住宅】

- 入居要件 住宅に困っている市内に在住、通勤する人で、同居しようにする親族がいる人
- *今回募集する桜町団地は、高齢者や障がいのある人などは単身入居可
- *申込者か同居親族が暴

【共通事項】

- 申込方法 4月1日(月)から同12日(金)までに、申込用紙に必要事項を記入し、ハガキ2枚を添えて、建築課か元気な島づくり課市民サービス係(大島行政センター)へ持参
- 申込書は、4月1日(月)から、建築課と元気な島づくり課市民サービス係で入手可
- 問い合わせ先 建築課住宅係

●問い合わせ先 環境課 ☎(36) 1421

ダンボールコンポストの補助対象が拡大!

～生ごみ処理機器購入費補助金制度～

- ダンボールコンポストの基材(ココナツピート、もみ殻くん炭)単品が補助対象に
- 各コミセン・市役所福祉売店「ハートループ」での温度計・冊子(堆肥づくりのススメ)の販売を中止
- *各コミセン・市役所福祉売店「ハートループ」でのダンボールコンポストの販売内容は下表のとおりです

品名	定価	補助金額	販売価格
①ダンボール	250円	なし	250円
②基材(ココナツピート、もみ殻くん炭)	650円	300円	350円
③キャップ	350円	なし	350円
ダンボールコンポストセットA(①、②、③)	1,250円	600円	650円
ダンボールコンポストセットB(①、②)	900円	400円	500円

4月から、ダンボールコンポストの販売内容・生ごみ処理機器の補助金対象が以下のとおり変わります。

- *ホームセンターなどで購入する場合、別途申請が必要です
- 発酵促進剤を補助対象に(1世帯1年度につき5個まで、購入価格の2分の1を補助、補助金上限400円)
- *補助申請が必要です

